

平成27年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成27年3月12日(木)

東洋町議会

余 白

平成27年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成27年3月12日(木) 午前9時04分宣告
出 席 議 員 (9名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高島 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 大坂 哲也 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 光本 速雄 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地 域 包 括 支 援
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君

平成27年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成27年3月12日(木) 午前9時04分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第2号 東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第3号 東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第4号 東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第5号 東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第6号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第7号 町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについて
- [日程第10] 議案第8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについて

- [日程第11] 議案第9号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めることについて
- [日程第12] 議案第10号 東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第11号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第14] 議案第12号 東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第13号 東洋町保健推進員を設置する条例を定めることについて
- [日程第16] 議案第14号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第17] 議案第15号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第16号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第17号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第20] 議案第18号 平成27年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第19号 平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第20号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第23] 議案第21号 平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第22号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第23号 平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第24号 平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第27] 議案第25号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第28] 議案第26号 平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第29] 議案第27号 安芸広域市町村圏事務組合理約の変更について
- [日程第30] 委員会報告 総務教育民生常任委員会

余 白

平成27年第1回東洋町議会定例会 平成27年3月12日 木曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成27年第1回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時04分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例14件、補正予算3件、当初予算9件、規約変更1件の計27件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により監査委員から、平成26年11月から平成27年1月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。本日、平成27年第1回定例議会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。提案理由に先立ちまして、若干のご報告をさせていただきます。

本定例会には、条例案14件、補正予算案3件、新年度当初予算案9件、その他の議案1件、合計27議案を提出させていただきます。慎重なご審議と適切なご決定をお願い申し上げます。

最初にですね、四国8の字ネットワークについてでございます。本年2月28日に一般国道55号線大山道路2キロメートルが開通を致しました。四国8の字ネットワークのうち東部自動車道は、昨年3月9日には、香南のいちインターまでの2.2キロメートルが開通し、本年3月22日には、高知南インターチェンジからなんこく南インターチェンジ間4.7キロメートルが開通す

る予定となっております。また、平成27年度中には、龍馬空港まで4.1キロメートルが直結することとなっております。このように、県東部の四国8の字ネットワークの整備は年々、大きく進展をみせているところでございます。現在、阿南安芸自動車道のうち、牟岐から野根間27キロ、野根から北川村安倉間13キロは計画段階評価が実施されております。

本年2月20日には、徳島県海陽町と議員合同研修会を実施したところでございます。高規格道路への共通の認識とその想いを、今後とも近隣市町村や関係機関と歩調を合わせ、命の道としての役割、防災・減災対策の強化のためにも、一日も早い事業化決定に向けまして、一層の連携と協調を促進し、積極的な要望活動を展開して参りたいと考えております。

次にですね、町の起債残高についてご報告申し上げます。5年ごとに実施されます国勢調査が、本年10月に実施をされることとなっております。5年前の平成22年国勢調査では2947人、前回、17年からは439人の大幅な減少となっております。この人口数値は、国から交付される普通地方交付税の算定基礎数値として、5年間使用されることとなっております。これまでも何度か申し上げて参りましたが、平成23年度からの町財政への影響額は、単年度で5700万円の減額、5年間で2億8500万の財源縮小という状況下、予算編成と財政運営をして参りました。

この一般財源縮減に対応しまして、様々な見直しを実施して参りましたが、4年前の3.11、東北地方の大災害以降、防災・減災対策が本町だけではなく、県内、四国沿岸市町村の喫緊の課題となってきたわけでございます。財政規律の許される範囲で、町が孤立しないための防災対策の強化、情報基盤の整備に取り組んで参りました。投資的経費による起債残高は一時、増加する傾向となっておりますけれども、後年度、元利償還金は、国から地方交付税で補填される有利な起債を活用してきておりますので、一般会計での平成25年度末起債残高34億4千万円のうち9億6千万円、約28パーセントだけが純粋な町の負担額となっております。実質公債費比率でも、22年度14.3パーセントから、現在、9.5パーセントと低下をしております。基金残高は、22年度末7億4千万円から、25年度末では9億2千万円まで、こつこつと積立をしてきて参りまして、25年度決算報告でも申し上げますように、財政構造は若干ではありますが、好転をしております。財政基盤の脆弱な本町と致しましては、今後も国からの有利な支援措置があり、実質、町負担の少ない財源確保に努めながら事業展開を図って参ります。

次に、国の補正予算対応についてでございます。一般会計補正予算第4

号では、国の補正予算に対応致しまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、785万6千円の割り当てがありました地域消費喚起型交付金については、20パーセント助成のプレミアム商品券を3500万円分発行することとしております。4月1日から実施できるように準備をしているところでございます。また、地方創生先行型の交付金2900万円につきましては、子ども・子育て世帯支援強化策と致しまして、現行の出産時12万円の奨励金交付から、第1子20万円、第2子30万円、第3子以降50万円の祝い金の制度に拡充を致します。また、小中高入学時には10万円の教育支援金、大学等につきましては、20万円の子育て支援とすることと致しております。学校給食費につきましても、現行3分の2の助成率を80パーセントに引き上げるための予算措置を致しております。今回の補正予算には、当初予算と併せて昨年、創設致しました地域活性化プラン支援事業を1000万円に拡充しております。更に、人口減少による需要縮小の影響は、アベノミクス以前の問題と致しまして、地域の経済や商店経営に大きな打撃を与えてきた現状がございます。このため、町単独で新規事業と致しまして、商工持続発展支援事業を新たに創設を致しました。補正と当初、合わせて1500万円の予算計上をし、本町の小規模事業者が、自ら取り組む維持活性化策に小さな事業費に対しましても、予算の範囲で少しでも支援していきたいと考えております。

続きまして、一般会計当初予算についてでございます。新年度予算につきましては、国の地方財政対策と致しまして、地方交付税総額が、前年度より0.8パーセント減、1307億円が削減されているところでございます。まち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円につきましても、地方交付税の枠内で対応し、その財源内訳は、既存の歳出の振り替えで0.5兆円、地方の努力により0.5兆円の財源を捻出するとの国の方針でございます。本町への地方交付税算定額の影響を懸念致しまして、厳しい予算編成となっております。このため基金繰入金を2億9900万円計上しなければならない当初予算総額となっております。対前年度比では、0.9パーセントの微増となっております。投資的経費は、地方交付税確定後に補正対応することと致しまして、当初比では10.6パーセント減となっております。極力、経常的経費を抑制し、子育て世代の家計支援策として、本年度から町内保育所の保育料を全面無償と致します。また、補正予算と一体化した予算編成と致しまして、出産奨励金の拡充を図るとともに、教育費負担軽減策として、新年度から児童生徒の入学時の支援を高校、大学、専門学校等への進学時にまで拡大することにしております。高齢者支援策と致しましては、在宅介護手当

の引き上げを月額3万円から4万円に引き上げを致します。また、介護保険料の第6期の基準額改定に伴います影響を軽減するため、65歳以上の高齢者の方全員を対象に1万円の臨時給付金として、1260万円を予算計上を致しております。

地方創生関連先行型の交付金で事業費を半額補正対応しておりますが、地域活性化プラン支援事業費550万円、新規として商工持続発展支援事業費750万円を計上し、今後の地方版総合戦略の中に位置づけまして、27年度以降の予算に地域活性化のための財源確保につなげて参りたいと考えております。

今後、県予算の詳細も順次、示されて参りますので、県との情報交換を密に致しまして、ご支援、ご指導もいただきながら、防災対策の強化、人口減少対策と地方創生関連につきましても連携した取り組みをして参ります。

最後に、町民の皆様、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、5番、武山裕一君、並びに6番、小野正路君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高畠議会運営委員長。

議会運営委員長

(高畠 俊彦議会運営委員長)

おはようございます。

平成27年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。

3月9日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から3月18日までの7日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、12日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、18日に再開し、審議、採決のあとに一般質問を行う。また、議案質疑は一問一答

方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対し、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は15日日曜日正午まで、議案質疑の通告期限は16日月曜日正午までとする。

郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書提出に関する陳情書は総務教育民生常任委員会へ、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律の最低賃金制度を求める意見書採択要望書、公契約条例の制定を国と県に求める意見書採択要望書、TPP交渉に関する陳情書、農協改革など農業改革に関する陳情書、米価対策の意見書を求める陳情書は産業建設常任委員会へそれぞれ付託する。以上のように決定致しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月18日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月18日までの7日間と決定しました。

日程第3、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件から、日程第29、議案第27号、安芸広域市町村圏事務組合同規約の変更についてまでの27件をこの際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、高知県人事委員会より、平成26年10月14日付けで、職員の給与等に関する勧告がございました。本町でも高知県に準じまして、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当について条例の改正をしようとするものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

続きまして、議案第2号でございます。東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて。東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、東洋町の管理施設の使用料につきまして、適正な料金の見直しをするために、東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては産業建設課長が説明を致します。

続きまして、議案第3号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについて。東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、平成27年2月に完成しました生見地区防災避難タワーを東洋町防災避難タワー設置及び管理条例に追加をするために、条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

4ページでございます。議案第4号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例を定めることについてでございます。東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。平成26年10月に完成をしました東洋町防災備蓄倉庫につきましては、災害等の非常時に必要となる食料、生活必需品等を備蓄するために設置を致しております。今回、防災備蓄倉庫の管理運営をするために条例を制定するものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

議案第5号でございます。東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めることについて。東洋町防災活動拠点施設の設置及び

管理に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。平成26年12月に完成を致しました東洋町防災活動拠点施設につきましては、自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するために設置を致しました。今回、施設の管理運営をするために条例を制定するものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

6ページでございます。議案第6号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めることについて。長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の制定は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定によりまして、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものにつきまして、長期継続契約を締結することができるように条例を制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては産業建設課長が説明を致します。

議案第7号でございます。町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについて。町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。今回の改正によりまして、教育長は常勤の特別職となり、また、教育委員長と教育長を一本化した責任者、新教育長を置くことなどの内容となっています。これに伴いまして、町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めるものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

8ページでございます。議案第8号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについてでございます。教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提

出でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。今回の改正によりまして、新教育長は常勤の特別職となり、一般職とは別に、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるものであります。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

議案第9号でございます。教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めることについて、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることとなっております。今回の改正によりまして、新教育長は常勤の特別職となりますので、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めるものであります。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

10ページでございます。議案第10号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、家庭において長期にわたり重度の要介護者を介護されている家族の方に対しまして、手当を増額して支給することにより、一層の在宅介護福祉の増進を図りたいと考えております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

議案第11号でございます。東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、東洋町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、介護保険法第117条の規定により、介護保険料の改正をしようとするものでございます。平成12年度から施行されました介護保険制度でございますが、給付費の約22パーセントを占める第1号被保険者保険料を3年ごとに改める必要がございます。介護保険料基準額につきましては、平成27年度から平成29年度までの介護サービス量や高齢者人口の推移等を基に設定をしております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

12ページでございます。議案第12号、東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてでございます。東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、子ども・子育て支援法の施行に伴う条文の変更及び子育て支援を円滑に実施できるように減免規定の見直し等を行うものでございます。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

議案第13号、東洋町保健推進員を設置する条例を定めることについて。東洋町保健推進員を設置する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の条例制定は、町が実施する保健事業の推進に当たり、これを取り巻く社会情勢の変化に対応して、効率的な事業推進ができることを目的に制定しようとするものでございます。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

14ページでございます。議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて。地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、東洋町鳥獣被害対策実施隊の設置に基づきまして、民間から実施隊員を任命する場合に、隊員の報酬を定めることが義務づけられたことと、東洋町保健推進員を設置する条例の制定により、推進員の報酬を定めるために、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正しようとするものです。なお、内容につきましては産業建設課長と住民課長が説明を致します。

15ページでございます。議案第15号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町一般会計補正予算第4号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ703万8千円を増額を致しま

して、予算総額を歳入歳出それぞれ29億904万4千円とするものでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費と致しまして、繰越明許費を定めております。今回の補正予算は、政府が掲げる地方創生を受けまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の予算を前倒し、補正計上をしております。

歳入では、国庫支出金、寄付金、諸収入を増額し、県支出金、繰入金、町債を減額しております。

歳出では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、地域消費喚起・生活支援型では、プレミアム付商品券の発行や、地方創生先行型では、産業振興、子育て支援、医療費の助成を計上をしております。空家改修助成、木造住宅耐震化改修助成事業も増額を致しております。

また、国民健康保険事業特別会計繰出金、安芸広域市町村圏事務組合負担金、産業振興推進総合支援事業費、地域教育振興支援事業費などを減額して計上をしております。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

16ページでございます。議案第16号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございますが、歳入歳出それぞれ1950万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6567万5千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、共同事業交付金を増額し、繰入金を減額しています。

歳出では、保険給付費を増額し、計上致しております。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

議案第17号でございます。平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて。地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2210万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億8366万8千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、町債を増額し、歳出では、総務費、保険給付費を増額して計上しています。なお、内

容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

18ページでございます。議案第18号、平成27年度東洋町一般会計予算を定めることについてでございます。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町一般会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ25億8317万7千円と定めております。前年度と比較致しますと、2421万円、0.9パーセントの増となっております。また、地方債の借入限度額を2億6900万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

平成27年度予算の主な事業としましては、県知事、県議会議員、町長選挙費、社会保障・税番号制度システム整備事業、臨時福祉給付金給付事業、高齢者生活支援臨時給付金事業、産業振興推進総合支援事業、商工持続発展支援事業、種子島周辺漁業対策事業、橋梁点検委託事業、避難路の整備事業、防災備蓄倉庫新築事業、災害時救助用資機材整備事業、木造住宅耐震改修助成事業などの事業を計上致しております。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

議案第19号でございます。平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ3億2192万1千円と定めております。

歳入では、県支出金、諸収入を計上し、歳出では事業費、前年度繰上充用金などを計上致しております。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

20ページをお願い致します。議案第20号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ7億1046万1千円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金、繰越金などを計上して

おります。

歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等拠出金、介護保険納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上致しております。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

続きまして、議案第21号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ5098万7千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金、繰越金、諸収入を計上しております。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金などを計上しております。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

22ページをお願い致します。議案第22号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ5億7969万6千円と定めております。

歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入などを計上しております。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などを計上しております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

議案第23号でございます。平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ2002万8千円と定めております。

歳入では、サービス収入を計上し、歳出ではサービス事業費、公債費などを計上しております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事

務局長が説明を致します。

議案第24号でございます。平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億1273万円と定めております。また、地方債の借入限度額を1820万円としております。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などを計上し、歳出では下水道費、公債費などを計上致しております。なお、内容につきましては産業建設課長が説明を致します。

続きまして、議案第25号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ1億1933万8千円と定めております。また、地方債の借入限度額を2590万円としております。

歳入では、事業収入、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債などを計上し、歳出では、事業費、公債費などを計上致しております。

新規事業と致しましては、奥河内地区取水施設整備工事、野根配水池緊急遮断弁設置工事の費用を計上致しております。なお、内容につきましては産業建設課長が説明を致します。

26ページをお願い致します。議案第26号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて。地方自治法第211条の規定により、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。予算総額を歳入歳出それぞれ5708万6千円と定めております。

歳入では、観光施設事業収入、繰入金を計上し、歳出では、自然休養村事業費、青少年旅行村事業費、施設管理事業費、海の駅事業などを計上しております。なお、内容につきましては産業建設課長が説明を致します。

続きまして、議案第27号でございます。安芸広域市町村圏事務組合規約の変更についてでございます。地方自治法第290条の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合規約を次のように変更するため、議会の議決を

求める。平成27年3月12日提出でございます。

提案理由でございます。安芸広域市町村圏事務組合の組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
光本速雄総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
それでは、第1号議案、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきましてご説明を致します。議会関係資料と新旧対照表をお願いしたいと思います。
(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
それでは、議案第2号、東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件につきましてご説明致します。議会関係資料の3ページと新旧対照条文の5ページをお願い致します。
(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)
光本速雄総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
それでは、議案第3号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することにつきまして説明を致します。議会関係資料の4ページと新旧対照表の6ページをお願いしたいと思います。
(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

続きまして、議案第4号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する

条例を定めることにつきまして説明をします。議会関係資料の5ページをお願いします。

(議会関係資料に基づき説明)

議案第5号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めることについて説明を致します。議会関係資料6ページをお願いします。

(議会関係資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

議案第6号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を制定することについての件につきましてご説明致します。議会関係資料の9ページをお願い致します。

(議会関係資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

失礼致しました。一部、訂正をお願いしたいと思います。先ほど議案第5号で、1時間当たりを420円と訂正をお願いしたいと思います。

議案第7号、町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明を致します。議会関係資料10ページと新旧対照表7ページをお願いしたいと思います。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

続きまして、第8号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについて説明を致します。議会関係資料の15ページをお願いします。

(議会関係資料に基づき説明)

議案第9号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定め

ることについて説明を致します。議会関係資料16ページをお願いしたいと思致します。

(議会関係資料に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、議案第10号と11号についてご説明を致します。

まず、議案第10号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについてご説明致します。議会関係資料の17ページと新旧対照表の11ページをお願い致します。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

続きまして、議案第11号に移りたいと思います。議会関係資料の18ページと新旧対照表の12ページをお願い致します。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第12号から説明をさせていただきます。新旧対照表で差し替えと追加をしました15ページの1と、15ページの2という裏表刷った資料がありますが、それとですね、議会関係資料の20ページをお願い致します。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

続いて、議案第13号、東洋町保健推進員を設置する条例について説明をさせていただきます。

この条例の制定についてはですね、これまで保健補助員制度というものを活用して参ったわけですけれども、高齢化の進展あるいは検診内容がかなり複雑化しまして、なかなか対応できないという状況になってきておりました。そのため、確実に保健活動を推進できるようにということで、制度を見直したということがございます。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件につきましてご説明致します。
議会関係資料の23ページと新旧対照条文の16ページをお願い致します。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)
それでは、保健推進員の報酬について説明致します。
保健推進員の業務を考えまして、7200円としておりますけれども、職務内容としましては、検診事業の補助とかですね、調査資料の回収とか、配布ということが職務になりますので、臨時職員賃金の日当分ということで、7200円としております。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)
暫時、休憩します。再開は10時40分でございます。
(休憩時間: 10時27分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
(再開時間: 10時45分)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)
議案第15号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第4号について説明を致します。予算書の1ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ703万8千円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億904万4千円とするものであります。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について説明を致します。

これは、歳入歳出それぞれ1950万円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ6億6567万5千円とするものです。それでは内容に入ります。8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについてご説明を致します。

今回の改正では、介護保険制度改正に係るシステム改修費の計上と、各種介護サービスの保険給付費の増額が主な要因となっております。歳入歳出それぞれ2110万5千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億8366万8千円としております。予算書の9ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

議案第18号、平成27年度東洋町一般会計予算についてご説明を致します。1ページをお願いします。

平成27年度当初予算の総額を、対前年度2421万円増の25億8317万7千円と定めております。予算全体で対前年度比0.9パーセント増の予

算となっております。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

ここで昼食のため、休憩を致します。再開は13時15分をお願いします。

(休憩時間:11時55分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時15分)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、議案第19号、平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明を致します。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2192万1千円とするものです。それでは、6ページから説明させていただきます。

(予算書に基づき説明)

続いて、議案第20号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について説明を致します。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1046万1千円とするものです。8ページから説明を致します。

(予算書に基づき説明)

続いて、議案第21号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明を致します。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5098万7千円とするものです。それでは、6ページから説明を致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

援センター
事務局長 私の方からは、議案第22号と23号をご説明致します。議案第22号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについてご説明を致します。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7969万6千円を計上しております。予算書の8ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第23号の方に移りたいと思います。議案第23号、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについてご説明を致します。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2002万8千円を計上しております。予算書の6ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、議案第24号から26号までの説明を致します。まず、議案第24号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算についてご説明を致します。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億1273万円としています。4ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第25号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算についてご説明致します。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億1933万8千円としています。4ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第26号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算についてご説明致します。

歳入歳出の総額をそれぞれ5708万6千円としています。6ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)
光本速雄総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、議案第27号、安芸広域市町村圏事務組合規約の変更について説明を致します。議会関係資料の最後の24ページと、新旧対照表の17ページをお願いしたいと思います。

(議会関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部、終わりました。

ここでお諮りします。議案第18号、平成27年度東洋町一般会計予算を定めることについての件から、議案第26号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第26号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

(休憩時間: 14時25分)

予算審査特別委員資料配布。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 14時26分)

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第3項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、1番、福島登君、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、7番、田島毅三

夫君、8番、西岡尚宏君を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。場所は議員控え室でお願いします。なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、直ちに議長に提出して下さい。

ここで10分間、休憩します。再開は2時35分をお願いします。
(休憩時間:14時27分)

予算審査特別委員会正副委員長選任。

休憩前に引き続き、会議を開きます。
(再開時間:14時36分)

予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、小松熙君、副委員長、武山裕一君、以上であります。

日程第30、委員会報告、総務教育民生常任委員長の報告を求めます。
武山総務教育民生常任委員長。

総務教育民生常任委員長 (武山 裕一総務教育民生常任委員長)

総務教育民生常任委員会から、平成27年2月12日に実施しました学校訪問について報告致します。

この委員会活動は、保育園や小中学校を訪問することを通じて、関係者との意見交流を行う中で、教育活動の現状などを聞き、また、施設の改善要望等の把握に努めることを目的にして実施しているものであります。学校訪問の内容は配布した資料のとおりです。概要説明を致します。

各施設の改善要望については、報告書に記載しておりますが、野根中学校の体育館のアスベスト対策については、生徒の安心、安全な体育環境の

観点から、早急に除去するなどの対策を講じるよう求めたい。

次に、読書環境が充実しており、その総意工夫が見受けられた。このような取組を児童、生徒のその他の学校生活環境づくりに拡充させていただきたい。今後、教育委員会においては、積極的な対応をお願いし、常任委員会からの報告とします。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります

議長

(今宮 裕明議長)

総務教育民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、12日、本会議散会后から17日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、18日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本会議は18日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。

(散会時間:14時40分)